

給餌による生活環境への悪影響



<生活環境への悪影響の例>

・鳴き声等による騒音



・給餌に寄り集まってきた動物のふん害



・残さの放置等による悪臭



・給餌に寄り集まってきた動物の威嚇行動



発生防止のための対応

(1) 事前周知、啓発の取組の強化

- ・区有施設等でのポスター等の掲出
- ・広報みなと、区ホームページ等で周知、啓発
- ・町会・自治会等と連携、協力した、周知、啓発

(2) 事案目撃、発見時に係る注意喚起の実施

- ・職員による注意喚起の強化
- ・巡回指導業務の委託事業者による、当該事案を目撃、発見した際の声かけ

(3) 明確な根拠に基づく指導

- ・港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例の改正
 - ア 公共の場所において、給餌等により生活環境に悪影響を生じさせることを禁止事項として追加
 - イ 違反した者に対し、現行の環境美化条例の指導、勧告等の規定を適用

対応による効果

(1)

- ・事案を発生させない環境づくりの推進
- ・地域団体との連携、協力による迅速な対応

(2)

- ・見回り体制の強化による声かけ等、事案発生抑制

(3)

- ・これまでの注意喚起に加え、明確な根拠に基づく指導勧告等が可能

地域猫活動について

地域猫の活動は、飼い主のいない猫が及ぼす問題を改善しようというもので、「給餌により生活環境に悪影響が生じている状態」を発生させる行為とは異なる活動です。

そのため、適切な管理がなされている地域猫の活動であれば、改正条例での指導の対象とはなりません。

